

財務省告示第四百八十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
成十六年十月二十日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
平成十六年十一月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法
利付国庫債券（二年）（第二百二十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五条第一項	成十三法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、価格競争入札におい て定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「 非競争入札発行」という。）	各申込みのうち応募価格の高い

		十 一		九		八		七		六																			
		イ		振替		最		イ		イ		口																	
		発行価格		単位		額		払込金		発行競争		発行競争																	
		格		格		金		額		入		行																	
格	十	額	平	す	の	振	五	百	万	一	百	利	第	国	億	額	発	法	五	額	発	第	う	億	額	割	各	当	も
	四	面	成	る	記	替	万	円	円	兆	四	付	一	債	九	面	行	第	万	面	行	十	円	円	り	申	て	の	
	銭	金	十	。	載	法	円			六	十	国	の	整	千	金	し	五	円	金	一	財	金	当	り	込	。	か	
	以	額	六	数	又	の	十	六	千	八	六	債	規	理	億	額	た	条	第	で	利	政	て	。	み	の	そ		
	上	百	年	倍	は	規	八	億	百	三	九	定	定	基	三	で	利	一	国	三	融	一	兆	。	。	の	。		
	の	円	十	の	記	定	千	八	千	七	八	に	に	金	十	一	付	項	整	兆	資	千	六	。	。	。	。	。	
	そ	に	月	金	録	に	九	千	百	七	百	基	基	特	五	千	国	理	千	三	金	四	千	八	。	。	。	。	
	れ	つ	二	額	は	よ	百	十	八	億	万	づ	別	会	万	四	債	基	百	四	千	百	千	八	。	。	。	。	
	ぞ	き	十	に	、	る	十	八	万	七	千	き	計	計	千	三	に	金	二	千	百	億	百	千	八	。	。	。	。
	れ	九	日	よ	最	も	八	万	千	七	二	額	法	法	四	つ	に	特	億	百	四	億	百	千	八	。	。	。	。
	の	十		る	低	の	万	千	二	十	八	面	第	第	四	い	基	別	百	六	十	億	百	千	八	。	。	。	。
	応	九		も	額	面	千	二	十	八	八	金	五	五	は	づ	会	計	十	六	十	億	百	千	八	。	。	。	。
	募	円		の	面	金	二	十	八	八	百	額	条	条	き	づ	計	計	十	六	十	億	百	千	八	。	。	。	。
	価	九		と	簿	簿	二	十	八	八	百	で	条	条	、	き	計	計	十	六	十	億	百	千	八	。	。	。	。

口 非競争入

札発行

十二 利子率  
十三 初期利子

年〇・一パーセント  
平成十七年四月二十日  
を支出した  
と、次の算式により算出した  
金額を支払う。  
が、銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年四月二十日及び十月二十日  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十五 償還期限

平成十八年十月二十日

十六 償還金額

平成十八年十月二十日

十七 元金支

日本銀行

十八 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十六年十月二十日